

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成24年10月30日

鳥取県収用委員会会長 松 本 啓 介

- 1 起業者の名称  
鳥取県
- 2 事業の種類  
二級河川塩見川水系塩見川広域河川改修工事（鳥取県鳥取市福部町細川地内から同市福部町海土地内まで）並びにこれに伴う国道、県道及び市道の付替工事
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した年月日  
平成24年10月15日
- 4 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

土 地							土地所有者		土地に関して権利を有する関係人	
所在	地番	地 目		全筆の地積（㎡）		収用の裁決手続の開始を決定した土地の地積（㎡）	氏名	住所等	氏名	住所等
		土地の登記記録上のもの	現況	土地の登記記録上のもの	実測					
鳥取市福部町細川字上屋敷	362-3	畑	宅地	148	112.22	88.97	横山久廣	鳥取市福部町細川344	なし	なし
	363-3	雑種地	宅地	99	86.97	86.97				
	363-7	宅地	宅地	59.70	83.82	83.82				